

告 示 第 5 8 4 号

令和 6 年 4 月 3 0 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和 6 年度かごしまクリエイター成長促進業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

令和 6 年度かごしまクリエイター成長促進業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により企画提案競技参加申出書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

製品の高付加価値化等に必要なクリエイターの成長を促進するため、市内で活動する多様なクリエイターが集い、ビジネススキルの向上やビジネスマッチング、クリエイター同士の交流を深めるための複合型イベント「メイザンクリエイターズフェス（仮称）」を開催するもの

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1 事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(7)まで及び(9)の全て要件を満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が次に掲げる(1)から(8)までの要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが(9)の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納期の到来している市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (5) 本告示の日から参加申出書提出期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、1共同企業体の構成員間は除く。
- (8) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (9) 令和3年度以降に、地方公共団体又は民間企業等におけるクリエイティブ人材等を主な対象者とした人材育成に関する業務、事業者を対象としたデザイン経営に係るセミナー等の開催業務又はクリエイティブ産業分野に係る支援業務の実施又は受託実績を有していること。

3 参加申込要領

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからクまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからクまでの書類を提出することとし、構成員のうち2(9)の要件に該当する者は、ケの書類も併せて提出すること。なお、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、ウ及びエの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申出書（様式1-1又は様式1-2）

イ 会社概要（様式2）

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社については、商業登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

エ ウ以外の法人については、法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）。個人の場合は住民票（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本

社所在地の発行の「市区町村税」納税証明書とする。

カ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

キ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前1期分。個人の場合は、直近の確定申告書の写し。

なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況がわかる書類

ク 業務実績（様式3）

ケ 令和3年度以降に、地方公共団体又は民間企業等におけるクリエイティブ人材等を主な対象者とした人材育成に関する業務、事業者を対象としたデザイン経営に係るセミナー等の開催業務又はクリエイティブ産業分野に係る支援業務の実施又は受託実績を有していることを証する書類

(2) 提出部数

各1部

(3) 受付期間

令和6年4月30日（火）から同年5月17日（金）まで（休日、土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

(6) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業創出課（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1319

(7) 注意事項

ア 書類の提出に当たっては、(1)アからケまでの記載の順にとじて提出すること。

イ この企画提案競技の参加に際しては、別に定める令和6年度かごしまクリエイター成長促進業務委託契約に係る企画提案競技実施要領を確認すること。

4 その他

令和6年度かごしまクリエイター成長促進業務委託契約に係る企画提案競技実施要領等については、鹿児島市ホームページにおいて入手することができる。